

横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金及び
当該基金事業に関する評価委員会条例

平成 25 年 9 月 30 日 横浜市条例第 54 号

(目的及び設置)

第 1 条 再生可能エネルギー等の導入の拡大によりエネルギーの自立化及び分散化を図り、地球温暖化対策及び災害に強いまちづくりを推進するため、横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）を設置するとともに、市長の附属機関として横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金事業に関する評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、その設置の目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(所掌事務)

第 7 条 委員会は、市長の諮問に応じて、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議し、及び評価する。

- (1) 横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金事業の計画及び実績に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第8条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、市長が任命した日から平成28年5月31日までとする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、温暖化対策統括本部において処理する。

(その他運営に関する事項)

第13条 第7条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。